

議提第4号

所得税法第56条の廃止を求める意見書

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成30年6月25日

小松島市議会議長 武田 清 殿

提 出 者	小松島市議会議員	宮 崎 欽 司
	〃	佐 野 善 作
	〃	井 村 保 裕
	〃	池 淵 彰
	〃	杉 本 勝

所得税法第56条の廃止を求める意見書

所得税法第56条は「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費にしない」と定めている。どんなに働いても家族従業者には、自家労賃（働き分）が社会的に認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円であり家族従業者はこのわずかな控除が所得としてみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっている。所得証明が取れないなど一人の人間として働き分が給料として認められないことによって大きな不利益があり、後継者不足に拍車をかけている。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」としており、日本だけが世界の進歩から取り残されている。憲法は一人ひとりの人格、人権を認めている。家族従業者の労働を、個人の働き分として正当に評価すべきである。

また、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。家族従業者が一人の人間として人格、人権が尊重され、「法の下に平等」であるために、所得税法第56条の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年6月25日

小松島市議会

提出先

内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
法務大臣	上川	陽子	殿